

# 学校法人会計基準制定直前の私立大学財政に対する 文部省のスタンスについて

梅田守彦

## 1. はじめに

学校法人会計基準は2013年に大幅な改正がなされ、2015年度以降は新基準にもとづいて会計書類を作成するものとされた。この新基準は「あらかじめ一定のいわゆる『利益』を確保したうえで人件費や物件費に充当する」（日本私立大学連盟 [2001] p.3）として問題視されることの多かった旧学校法人会計基準（1971年制定）の基本金組入れの順序を変更し、いわゆる収支尻である「基本金組入前当年度収支差額」から基本金組入額を差し引いて当年度収支差額を計算するかたちに改められたところに最大の特徴があるといえよう。

このように、従来は「先取り計算」がなされていた基本金を、剰余金処分計算に改めるというきわめて大きな変更がなされたにもかかわらず、基本金という名称が新基準にも引き継がれている以上はそれを最優先で組入れなければならないという考え方には変更がないとの見解を文部科学省は示していた（文部科学省 [2016]）。くわえて、文部科学省の外郭団体である日本私立学校振興・共済事業団は、財務状況良好校として上位にランクされるためには10%以上の帰属収支差額の確保が必要となるような分析チャートを作成して<sup>(注1)</sup>学校法人の財務状況を判断するものとしている（日本私立学校振興・共済事業団

[2007] p.28)。これらを勘案すると文部科学省は、それぞれの学校法人は施設設備を自前で調達したうえで経常費補助が無くとも収支が見合うような運営を目指すべきであるというメッセージを送っているものと理解するのが適切なのであろう<sup>(注2)</sup>。

会計基準に求められるものは、組織の目的やそのあり方によって異なってくる。そして補助金制度などを含めた国や地方自治体の支援のあり方などもまた、構築される会計基準に何らかの影響を及ぼすことであろう。そこで本稿では、旧基準制定に向けての動きが加速した1960年代において、文部省は私立大学の財政状況をどのように理解し、監督官庁としてどのようなスタンスで臨もうとしていたのかを確認することに主眼を置くことにしたい。これは、学校法人会計基準の性格をよりよく理解するための準備的作業として位置づけられる。

## 2. 進学率の高まり

大崎 仁によれば、私立大学に対する国民の関心がかつてなかったほどの高まりをみせたのは1960年代半ばごろからである（大崎 [1968] p.144）。その主な要因として大崎は、戦後のベビーブーム世代が進学年齢を迎えたことによる大学志願者の急増や、1965年の慶應義塾大学をきっかけとして多くの大学で発生した学費値上げ紛争などをおして、学

生納付金の負担の大きさや教育条件の不備といった私立大学の抱える問題が明らかになった点などをあげている<sup>(注3)</sup>。

大学志願者数は、敗戦を挟んで出生数の落ち込みが大きかった時期に生まれた子供たちが18歳を迎えた1964(昭和39)年度を除いて着実に増加していた。とりわけ、のちに団塊の世代と呼ばれることになるベビーブーム世代の若者たちが学齢期に達した1966(昭和41)年度の志願者数は、前年度を30%以上も上回るほどの急激な伸びとなった(図表1)。

今後予想される大学志願者数の急激な増加に対応するため文部省では、1963(昭和38)年に省内に高等教育研究会を設けて検討を進めたようであるが、黒羽亮一によるとそこでの計画内容は「一度も正式に発表されることはなかった」(黒羽 [2001] p.121)。しかし『昭和41年度文部省第94年報』には「大学の拡充整備について(大学入学志願者急増期間中)」という見出しのもと、この期間の定

員増加計画についての簡単な説明がなされているので、その全文を抜き出すことにしたい(文部省 [1968] (b) p.26)。

「高等学校の卒業者は、戦後の急激な出生増により、昭和40年度の116万人(実数)に対し、41年度は156万人、42・43年度とも160万人にも急増し、44年から漸減して48年頃に至りようやく平常化することが予測された。

このように、高等学校卒業者の急激な増加により、41年度の大学入学志願者は、40年度志願者49万人を大幅にこえて65万人となり、43年度にはそのピークとなることが予想された。

このような大学入学志願者の急激な増加に対処するため、①大学への入学競争が極端に激化し、多数の浪人が出て社会不安を醸成することのないように収容量の拡大を図り、おおむね従前程度の合格率60%前後を維持すること、②同時に、大学入学者の急増によって、大学教育の質的低下をきたさないよう、教員組織、施設設備の充実、教育内容・方法の改善を図ることの2点に留意しつつ、下表のとおり国公私立大学をあわせて、41年度は39千人、42年度は25千人、43年度は19千人の学生定員の増加を図ることとした。これに対し、41年度の定員増加は約34千人(国立約5千人、公立約2千人、私立約27千人)となり、当初の見込数を約5千人下廻ったが、大学の入学定員の伸びが著しく、41年度の志願者は40年度より約16万人も急増したにもかかわらず、合格率は61.8%とほぼ従前どおりの率を維持することができた。」

昭和41年度の年報で示された図表2には、国立大学と公立大学については比較的少ない増加措置数だけが記されているのに対して、私立大学に関しては大幅な増加措置数と併せ

図表1 大学入学者の推移(昭和33~42年)  
(単位 千人)

大学入学年度	大学入学志願者	大学入学者実員			該当年齢人口に対する比率
		全数	私立	国立	
33.4 [1958]	272	(100) 177	(100) 121	(100) 45	10.7%
34.4 [1959]	299	(108) 190	(109) 132	(102) 46	10.1%
35.4 [1960]	360	(116) 205	(121) 146	(104) 47	10.3%
36.4 [1961]	379	(126) 223	(132) 160	(111) 50	11.8%
37.4 [1962]	418	(143) 253	(156) 189	(116) 52	12.8%
38.4 [1963]	450	(154) 273	(171) 207	(116) 52	15.4%
39.4 [1964]	402	(158) 279	(174) 210	(120) 54	19.9%
40.4 [1965]	493	(186) 330	(213) 258	(127) 57	17.0%
41.4 [1966]	649	(227) 401	(265) 321	(140) 63	16.1%
42.4 [1967]	702	(245) 434	(289) 350	(147) 66	17.9%

( ) 内は昭和33年を100とした指数

(出所:文部省 [1968] (a) p.56)

図表2 国公立大学の増加措置数

区分	41年度	42年度	43年度	
国立 増加措置数 (A)	4000~6000人	4000人	3000人	
公立 " (B)	2000	1300	1000	
私立 {	" (C)	31000	20000	15000
	増加実員 (D)	50220	32400	24300
計 {	(A+B+C)	39000	25300	19000
	(A+B+D)	58220	37700	28300

- (注) 1 国立にあっては41年度は増加に幅をもたせたが、42年度概算要求時に、42年度・43年度増加措置数はそれぞれ3000人を4000人に、2000人を3000人に改訂した。
- 2 増加実員は、国立・公立にあっては定員と同数、私立にあっては40年度の定員超過の率が続くものとみて、定員の増員措置と実員の増加を区別した。  
(出所：文部省 [1968] (b) p.26)

て、増加措置数より約62%大きい「増加実員」が記載されていることに注意しなければならない(文部省 [1968] (b) p.26)。これは文部省が、私立大学の大幅な水増し率が当面は維持されるであろうことを前提として進学志望者の急増に対処しようとしたことによるものである。

たとえば1961年7月13日付けの文部広報には、その当時の私立大学においては「平均すれば実際の入学者は公認された定員の1.6倍に及ぶ」との記述があるように、文部省は私立大学の「大幅水増し・すし詰め教育」の実態を十分に把握していた。「にもかかわらず」と言うべきなのか、それとも私立大学の劣悪な教育条件を認識しておきながら過度の水増し入学を容認し続けていたわけであるから、そのような文脈のもとでは「したがって」と表現すべきなのかは判断しかねるが、いずれにせよ上記の拡張計画においては私立大学が大学収容者数の増加分の大半を受け入れること、そしてそれにあたっては各年度ともに約62%の水増し入学を続けることが前提とされていたのであった。

その翌年の『昭和42年度文部省第95年報』には、昭和41(1966)年度と昭和42(1967)年度の定員・実員の増加実績値、な

らびに昭和43(1968)年度の増加見込み数が報告されている(文部省 [1969] (a) p.27)。この図表3には、国立大学ではほぼ計画通りに拡充が進んだことが記されているとはいえ、国立大学の定員増加計画数が私立大学のそれに比べてそもそも相当に少なかったことを考え合わせるならば、この計画進捗度だけを取り上げてたとえば国は収容力拡大のために十分な努力をしたなどといったような評価を下すことはとうていできないであろう。また公立大学については、昭和41年度こそ順調であったものの、昭和42年度の実績は計画を大きく下回るものとなってしまった。

その一方で、この時期の収容数の増加分の大半を引き受けることになった私立大学においては、定員増加に関しては92.1% [= (27,156 + 19,795) / (31,000 + 20,000)] の達成率にとどまったものの、入学実員の実績は計画値の111.4% [= (62,870 + 29,145) / (50,220 + 32,400)] となった。とくに昭和41年度においては、定員増27,156人に対して入学実員は62,870人という大幅な増加となっている。このあたりに関して大崎は「計画を現実的なものにするためにはやむをえないことであるが、当時の私学のいわゆる水増し入学を容認した印象は避けられない」と評している(大崎 [1999] p.218)。また黒羽も、

図表3 学生定員の増加見込数および実績数

		41年度	42年度	43年度	
国立	増加見込数	定員	4000~6000	4000	3000
		増加実績数 {	定員	4972	3985
	実員	5577	3675		
公立	増加見込数	定員	2000	1300	1000
		増加実績数 {	定員	1705	460
	実員	2083	342		
私立	増加見込数	定員	31000	20000	15000
		増加実績数 {	定員	27156	19795
	実員	62870	29145		
合計	増加見込数	定員	39000	25300	19000
		増加実績数 {	定員	33833	24240
	実員	70530	33162		

(出所：文部省 [1969] (a) p.27)

「ともかく急増期は社会的混乱もなく無事にしのいだ」が、これは「ひとえに私大の水増し入学のためである」と結論づけている（黒羽 [2001] p.121）。

### 3. 収容定員拡大に関する文部省側と私立大学側の受け止め方の相違

このように昭和 41 年度からの数年間で私立大学の入学定員枠は大きく増加したわけであるが、1968（昭和 43）年の文部省『わが国の私立学校』は、それ以前の状況も含めて私立大学が急速に拡大した原因を以下のように総括している（文部省 [1968] (a) pp.57-58）。

「ア 戦後の改革により、大学等設置の認可制度が戦前に比して緩和されたため、私立大学の設置が比較的容易になったこと。

イ 昭和 30 年ごろにわが国の経済の再建が一応の成功を見、その後の経済の高度成長によって、国民所得の増大に伴う国民生活の向上がもたらされ、父兄の学費負担能力が高まったため、国公立に比して学生納付金の高い私立大学等に子弟を入学させる所得階層が広がったこと。

ウ 各種の要因による大学入学志願者の増加にもかかわらず国立大学の拡充があまり行われなかったため、私立大学への志願者、進学者が増加し、私立学校の経営者の拡充の意欲を促進したこと。」

さきの『昭和 41 年度文部省第 94 年報』においては「大学への入学競争が極端に激化し、多数の浪人が出て社会不安を醸成するこ

とのないように収容量の拡大を図り、おおむね従前程度の合格率 60%前後を維持すること」の、そしてこの『わが国の私立学校』においても「大学入学者の合格率をその時期にだけ著しく低下させないようにするため、大学の新設、拡充を行なうこと」の必要性が明確に示されている（文部省 [1968] (a) p.57）。このように、いわゆるベビーブーム世代に対処するための収容力の増加が重要課題であることを十分に認識していたはずであるが、上記のように「大学入学志願者の増加にもかかわらず国立大学の拡充があまり行われなかったため」に私立大学の規模が拡大したとさりと述べるところに、国や文部省の当事者意識の欠如がよく現れているといえよう。

もちろん、出生数の推移から判断すれば、国や文部省が国立大学の拡充に消極的であったのも理解することができないわけではない。すなわち文部省は、『大学の拡充整備について（大学入学志願者急増期間中）』にもあるように、大学入学志願者は 1968（昭和 43）年度をピークにその後は減少するものと判断していたのであった。

1960 年以降のいわゆる 18 歳人口の実績値は図表 4 のとおりであった。ある時点における 18 歳人口は、当該世代の子供たちが生まれた時点で、すなわち 18 年前にはすでに判明しているわけである。文部省は 1964 年に公刊された『大学設置の手びき』において述べたように、「今後十年間に、ベビーブームの波の山が大学を襲い、その潮が引いていく。山の頂上だけを見て大学の拡張を考えると、潮の引いた後にどんな問題が残るであろう

図表 4 18 歳人口の推移（1960 年～ 1980 年）

年 度	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
人 数	200	190	197	177	140	195	249	243	236	213	195
(万人)	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	
	185	174	167	162	156	154	162	158	156	158	

（文部科学省 [2008] p.143 所収の図表より数値を抜粋）

うか」(文部省内大学設置問題研究会 [1964] p.2)として、少なくとも国立大学の拡張に対しては慎重な態度を取っていた。

『大学設置の手びき』では「大学として水準の低いものは、志願者も少なく、入学者の質も悪くなって、学校の声価も落ち、経営もむずかしくなっていく」(p.4)という経営面の問題と、「教えられる学生が教師の水準に追いつき、これを追い越して学問の発展を推し進め、それをつぎの学生に受け継がせるといふ無限の前進を続ける力を、大学は持っていないなければならない」(p.4)という学問水準の維持の問題などが指摘されている。しかし私立大学側は、文部省とは異なって積極的に大学の拡充を進める姿勢で大学入学希望者の急増期に臨むことになった。

1964(昭和39)年8月に日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、日本私立短期大学協会は連名で『大学進学希望者急増・漸減対策に関する要望』を文部大臣等に提出したが、そのなかで私立大学・短期大学側は「今後、大学教育人口は、進学希望率の上昇と、出生率の減退、高卒者に対する労働需要圧力・無業率の固定化ならびにそれら諸要因との関連から……大学進学希望率が限度に達すると考えられる昭和50～55年頃には現在の30%程度から34～35%に達し……その後は恒常化する」ものと判断していた(日本私立大学協会 [2004] p.413)。

これは文部省の予測と軌を一にするものであった。すなわち文部省もまた「もし経済成長が順調に発展を続けるとすれば、高校新卒業生の進学志望率は、現在の30%からさらに35%程度にまで伸びるものと予想」(文部省内大学設置問題研究会 [1964] p.1)していたのであった。

それでは、18歳人口は所与であり、進学希望(志望)率の予測もほぼ同様であるのに、大学拡張に対する受け止め方が相当に異なっているのはなぜであろうか。文部省が(国立)大学の収容定員の増加に対して消極

的な態度を示していたのに対し、どうして私立大学側は積極的な姿勢を取ることになったのであろうか。もちろんそれには国家財政上の制約などの要件も関わってくるのであろうが、両者のその後の行動を違えた重要な要因は文部省と私立大学側の合格率の水準設定に関する見解の相違にあると考えられよう。

さきの要望書において私学4団体は「完全浪人数を進学希望者の10%内外に維持」することを前提として話を進めていた。それに対して文部省は「従前程度の合格率60%前後を維持すること」(文部省 [1968] (b) p.26)が必要であると考えていた。かりに不合格者の相当部分が、合格を果たせなかった時点でただちに大学進学を諦めるような状況であれば、「完全浪人数10%内外」と「合格率60%前後」とがほぼ同値となることもありえよう。しかしながらおそらくは私立大学側が、60%というかなり厳しい水準に合格率を維持し続けるのではなく、より学力の低い層までも大量に入学させればよいと考えていたであろうことが、大学の収容定員の拡張に対する姿勢が大きく違ってくることになった重要な要因であると思われる<sup>(注4)</sup>。

ともあれこの要望書において私学4団体は「大学は、今後3～5年間におよそ6万人程度の定員の増加を講じなければならない」としたうえで、図表5のような私立大学の定員増員計画を提示した。ただし4団体は、この増員計画を実施するにあたっては「経常費の一部国庫負担のほかに、さらに学生定員の増加に必要な施設費および設備費については2/3、教員の人件費については1/2の新たな国庫負担措置を講ずること」と要求してい

図表5 私立大学側の学生定員増員計画

	大 学	短 大	計
40年	8,600人	4,200人	12,800人
41年	15,000	7,400	22,400
42年	12,500	3,700	16,200
計	36,100	15,300	51,400

(出所：日本私立大学協会 [2004] p.412)



た（日本私立大学協会 [2004] p.412）。

増員計画を実施するにあたっての国庫補助要求は、人件費に対するものより施設費・設備費に振り向けられるもののほうが高率となっていたが、このことは施設費・設備費に対する支出が大学経営上の大きな負担となっていた現状が反映されたためであろう。文部大臣の諮問機関である臨時私立学校振興方策調査会が1967（昭和42）年7月にまとめた答申でも、「最近の私立大学経営の大きな特徴の一つは校地、校舎の拡充整備のための施設費の増大とこれに伴う借入金および債務償還費の増大である」と指摘されるところとなったが（臨時私立学校振興方策調査会 [1967] 第2-2-(1)）、それでは当時の私立大学の財政状況、とくに施設設備を取得するための資金の源泉などについてはどのようになっていたのであろうか。

1964（昭和39）年に文部省がまとめた『わが国の高等教育』には、昼間4年制大学152校の収支状況の総括表が図表6のように示されている。併せて、図表6の小計以下の項目（すなわち他の学校に対する繰入れや繰出し

ならびに自校が保持する繰越金）を除いたところの単年度の収支状況をグラフにした図表7も添えられている。

図表7は、私立大学の支出を消費的支出と資本的支出とに大別したうえで、それぞれに充てうる財源を理念的に区分し、損益計算ではなく収支計算の観点から私立大学財政の現状を説明しようとしたものである。この図表から判断すると文部省は、私立大学の財政については、学生納付金収入、財産収入、付属事業収入、補助活動事業・収益事業収入の合計額をもって消費的支出を賄い、資本的支出については寄付金、借入金、補助金等を充当するのが望ましいものと判断しているであろうことがうかがえる。

ここでは、収入総額（61,706百万円）が支出総額（60,033百万円）を上回っているため、一瞥すると「黒字」であるかのように見える。しかし、ここでの収入総額には借入金（12,666百万円）が、また支出総額には債務償還費（消費的支出にかかるものと資本的支出にかかるものを合計すれば7,992百万円）が含まれているので、それらを除いて収

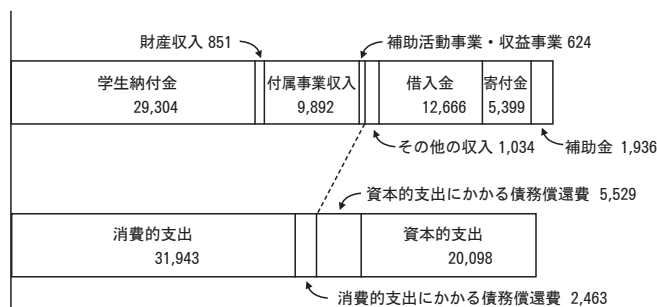
図表6 私立大学の収支状況（昭和37年）

単位 100 万円

収 入		支 出	
1 一般収入	51,190	1 消費的支出	31,943
（ア）学生納付金	29,304	（ア）教授・研究費	20,961
（イ）補助金	1,936	（イ）維持費	5,526
（ウ）寄付金	5,399	（ウ）修繕費	1,223
（エ）借入金	12,666	（エ）所定支払金	1,499
（オ）財産収入	851	（オ）補助活動事業費	980
（カ）その他の収入	1,034	（カ）その他の消費的支出	1,754
2 付属事業収入	9,892	2 資本的支出	20,098
3 補助活動事業収入	574	（ア）建築費	11,380
4 収益事業会計からの繰入	50	（イ）その他	8,718
小 計	61,706	3 債務償還費	7,992
5 他の学校会計からの繰入金	2,410	（ア）消費的支出に関するもの	2,463
6 前年度からの繰越金	2,579	（イ）資本的支出に関するもの	5,529
		小 計	60,033
		4 他の学校会計への繰出金	2,976
		5 翌年度への繰越金	3,687
合 計	66,695	合 計	66,696

（出所：文部省 [1964] p.142）

図表 7 私立大学の収支状況（昭和 37 年）



注) 補助金額を前掲表の数値に揃えた。また、収益事業会計からの繰入額 50 を加えて「補助事業・収益事業 624」と修正した。

(出所：文部省 [1964] p.143)

入・支出を比較するならば、前者は 49,040 百万円、後者は 52,041 百万円と、約 6.1% の支出超過となっている。

戦前においては財団法人として組織されていた私立大学が、戦後の改革によって新たに学校法人としてスタートしたさいに、日本私学団体総連合会は「私学の財政とくにその施設は、篤志家の浄財に依存しなければならない。大体において、経常費は授業料収入によってこれをまかない、物的施設は寄附に依存するのが、私学経営の鉄則であるといっても大過はないであろう」としていた（日本私学団体総連合会 [1950] p.3）が、この時点ではその「鉄則」を遵守することはとうてい不可能な状態になっていた。かりに寄附金（5,399 百万円）ならびに補助金（1,936 百万円）がすべて資本的支出に充当する目的で得られたものであったとしても、その合計額 7,335 百万円をもってしては資本的支出 20,098 百万円のうちの 36.5% 程度しか賄うことができないというのが現実の姿であった。

そうであるとすれば、学生納付金収入や事業収入などのいわゆる経常的収入をもって人件費や教育研究経費をはじめとする消費的支出を手当てしたのちに、その残額（経常的収入 > 消費的支出、を前提として）を施設設備の取得のために振り向ける以外にないわけで

あるが、このあたりについて文部省『わが国の高等教育』ではおおよそ以下のように述べられている。いわく、私立大学においては学生納付金だけでは「消費的支出すらまかないえない」が、経常的財源である財産収入、附属事業収入、補助事業活動収入、収益事業からの繰入れ収入を合算すれば「じゅうぶんに消費的支出をまかなうことができる」。そして、経常的収支の余剰は資本的支出に回されているわけであるが「もし、私学が施設拡充を行わないならば、学生納付金は現在より 20% 程度引き下げうる道理である。」（文部省 [1964] p.143）<sup>(註5)</sup>

しかしながら文部省は、この記述のわずかに数ページ前で「すでに昭和 27 年では国、公、私立間には学生 1 人当たり坪数にかなりの開きがあり……この 10 年間当時の水準に対して、国、公立では 26% 強の施設改善がなされているのに、私学では、学生 1 人当たり坪数に変化がないということは、国、公、私立間の差がますます開いていることを示すものであってやはり問題であろう」（文部省 [1964] p.139）などと具体的数値を挙げて、私立大学の施設設備拡充の必要性を指摘しているのである<sup>(註6)</sup>。私立大学の「すし詰め教育」は「施設・設備の能率的合理的使用を図るために、最大限度まで学生を収容することをよぎなく」されている窮状から生じている

ことを十分に認識しているにもかかわらず「施設拡充を行なわないならば……」というコメントを加える感覚は、通常ではなかなか理解しづらいところであろう<sup>(注7)</sup>。

この『わが国の高等教育』では「私立大学は、わが国の高等教育の一端をになうという点で、さらにわが国における学術の進歩に寄与するという点でも重要な使命を果たしている」(文部省 [1964] p.134)として私立大学の意義について一定の評価を与えているようではある。そして「施設の整備充実、私学の課題であることを考えるならば、何よりもまずその整備充実の資金すなわち資本的支出に充当する財源を強化して資本的支出のために消費的支出が圧迫されないようにすることが必要であろう」(文部省 [1964] p.143)とも述べている。とはいうものの、私立大学の設備投資に対して積極的な支援を国・文部省は行なうつもりがないのであれば、結局は私立大学自らの責任で資本的支出に向ける資金を蓄積するほかはない。

#### 4. 認可申請審査の緩和

このようにベビーブーム世代に対応するための収容力の拡張が緊急の課題となっていたわけであるが、その大半を私立大学に担わせようとするのであれば、大学設立や学部学科新設、定員変更などの審査基準を緩和する方向に進んでいくのは必然的な流れであろう。大学の設置申請数、認可数、ならびに認可率を示した図表8からは、1962年を境にして審査基準が大幅に緩和されたであろうことを十分にうかがい知ることができる。この図表8をまとめたT.J. ペンベルは、関係者からのインタビューをとおして「審査の対象となった大学が実際には最低限の水準に達していなくても、設置審は何であれまずは認可するようにとたびたび勧告するようになった」という状況が現れていたことを紹介している(Pempel [1978] p.141)。

文部省『わが国の高等教育』には、理工系学生の増募を円滑にするために科学技術庁長官から文部大臣になされた勧告を受けて、1962(昭和37)年以降は「公・私立大学の学科の増設および学生の増募について文部大臣に対する事前の協議を要しないこととされた……学科増設と学生募集が著しく容易」になったと記されている(文部省 [1964] p.38)。この勧告を行なった科学技術庁長官は池田正之輔であるが、その「真意」について池田は、人数を増やすと素質が低下するというのは「もっともな言い分」であるが、「技術のなかには、高級な研究者から職場に実務をとる技術者まで」さまざまなレベルがあり、いずれの人材もそれぞれに求められているのであるから、「かりに素質の低下があっても、この段階のどれかに当てはまれば」増えた人員は「結局はそれだけプラスになる」と説明している(池田 [1965] p.234)。

高度経済成長期に差し掛かった日本では、科学技術者の養成が産業界から強く求められていた。1961(昭和36)年には、中学校卒業者に5年間の技術教育を施して主として現場の技術者を育成するための高等専門学校の制度も誕生した。ベビーブーム世代に向けた収容定員の拡大は、理工系人材を大量に育成しようとする目的と相まってその動きを加速させたのであるが、それにあたっては国立大学を大幅に拡充しようとはせず、その受け皿に私立大学を充てた政府の姿勢に対して土持ゲーリー法一も「多くもの(原文ママ)が大学に進学することが予想されていたにもかかわらずその長期的政策を怠ったのである。政府はこれを実現するために、私立大学の拡張が容易になるようにひそかに設置認可基準を緩める政策に転じたといわれても仕方がないのである」と批判している(土持 [1978] p.141)。

ところで、私立大学の定員拡大によって大学志望者急増期を乗り切ろうとした文部省は、それまでは黒羽の表現を借りれば「神託



図表 8 大学の設置認可数

年 度	申請数 (A)	認可数 (B)	B/A
1949	9	5	56%
1950	12	6	50%
1961	8	3	38%
1962	10	10	100%
1963	13	10	77%
1964	24	21	87%
1965	30	25	93%
1966	31	28	90%
1967	37	23	62%
1968	14	11	78%
1969	6	3	50%
1970	5	4	80%
1971	13	7	54%
1972a	15	9	60%
1973a	4	3	75%
1974	5	4	80%
1975	9	7	78%
1976	4	4	100%

a : 前年度から持ち越された申請の認可  
2件を含む

(出所 : Pempel [1975] p.142)

的」扱い(黒羽 [1977] p.142)になっていた設置認可に係るさまざまな手続きを、文部省内大学設置問題研究会(編著)『大学設置の手びき—関係法令・基準集—』という書籍に詳細にわたって公表した。その冒頭部分には、審査における慣行などは「かならずしも、申請者に正確には知らされていない」ので、「大学の設置に関係のある事務に従事した諸君が、その経験を集約し、大学設置の申請者にあらかじめ知ってほしいと思うことと、審査に当って慣行上かならず要求されることや申請の技術的な問題などを記述した」ので「実務経験者の善意のアドバイスとして活用」してもらいたいという思いから同書を出版したと記されている。(文部省内大学設置問題研究会 [1964] 序)。

この『大学設置の手引き』では、設置申請者に求められている財政ないし会計に関する要件として、財産目録どおりの資産を保有すること、それら資産は基本財産と運用財産に区分すること、基本財産の処分には制限が加

わること、毎会計年度開始前に予算を編成すること、毎会計年度終了後2か月以内に決算を行なうこと、財産目録・貸借対照表・収支計算書を事務所に備え置くこと、などがあげられている。そして大学設置認可申請書には、設置要綱、学則、学部及び学科別学科目又は講座に関する書類、履修方法及び卒業の要件に関する書類、職員組織に関する書類などと並んで、学校法人の財政的基礎を説明するために「経費及び維持方法を記載した書類」を添えなければならないとされているが、『大学設置の手引き』ではこの「経費及び維持方法を記載した書類」に関して以下のような解説が加えられている。

「学校法人の財政的基礎の審査につき基本的な問題となることながら(は)……学校法人がその公共的性格にふさわしい堅実かつ永続的な財政的基盤を持つことがどうすれば保障されるか、とくに近時、社会的な問題として論議されている学生、父兄の納付金との関連においてこの点をどう取り扱うか、という問題である。……(戦前においては)私立大学を設置する財団法人は、学校の施設・設備にあてる財産のほかに、大学を維持するに足る収入を生ずる基本財産(大正7年において百万円以上)を有することを必要とされた。この基本財産はそのまま政府に供託されて、その利子が学校経営の費用に充てられるしくみになっていた。したがって特別の国の助成などがなくても、国公立大学と私立大学との間に、今日みるような学生・父兄納付金の隔差はなかったのである。……一般国民の大学教育に対する要望が戦前とは比べものにならないくらいに広範になってきている現在において、篤志家の寄附をまっただけのみ私立大学を設置しようというのでは、時代の要請に応じきれないであろう。……(このたびの設置認可にあたっては)大学設置に要する経費が、学生生徒や父兄の負担のみに依存

するものでないこととされ、また当該経費の少なくとも三分の一以上を、原則として申請時において保有していなければならないとされたことである。」(文部省内大学設置問題研究会 [1964] pp.55-56)

ここでは、設置経費については学生納付金のみ依存することを禁じると記されているが、経常的経費の資金の源泉を何に求めるべきかについてはとくに触れられていない。また、篤志家の寄付に頼っている私立大学の収容力の大幅な拡充が望めないのであるとすれば、その代わりとなる主体は誰であるべきなのか(あるいはどこに期待するのか)についても何も示していない。文部省は、まずは各学校法人が自らの置かれた状況に応じて大学を維持する方法を明確にせよ、と述べるだけである。

ところでこの『大学設置の手びき』の巻末には、必要申請書類という位置づけではないものの、参考資料として減価償却費も経費に含めた「収支(損益)計算書」(図表9)が挙げられている点に注意しておきたい。この表の名称について谷田部栄広は、「収支計算書という中身が、ある学校によっては資金の収支計算書であるけれども、ある学校によっては実は損益計算書であった、というそういう実態がこの手引書に現れていたのではないかとも思われるのです」(三角ほか [1990] p.4)と述べている。谷田部によれば、大学の経理担当者は大きく官庁の出身者と企業会計の出身者とに分けられるが、官庁出身者は(のちの)資金収支計算書にあたるものを作り、企業会計出身者は収支計算書と称して実際は損益計算書を作成する傾向にあったということである。

この当時の学校法人における会計処理の方法は、「従来もっぱら収支会計と呼ばれた」現金主義によるものと、損益をもって収支とする発生主義によるものとの「中間に位して、それぞれ独自の慣習に従っている」(村

山 [1969] p.234) ような状況であった。したがって、収支差額ないし剰余金と呼ばれるものの内容もそれぞれに異なっていた。のちの(旧)学校法人会計基準の制定にさいして中心的な役割を担うことになる村山徳五郎は、「私学会計の実務の中からは、一般に認められた会計基準というものが容易につきみ出せない」(村山 [1967] p.125)と評している。

文部省『昭和43会計年度学校法人財務状況調査報告書』によれば、その当時の大学法人のうちで減価償却引当金を設定しているのは93法人、非設定は174法人、また退職給与引当金については設定が159法人、非設定が108法人であった(文部省 [1971] p.14)。この調査結果は、現金主義に拠っている法人と発生主義により処理をする法人に分かれていたというばかりでなく、たとえば退職給与引当金は設定するけれども減価償却費は計上していないような法人も相当数存在するなど、まさに飯野晴夫が述べるような「私立学校の会計は、1,000校あったら1,000校とも違うとは言い過ぎとしても、かなりの学校で別々の会計を行っていたといえましょう」(三角ほか [1990] p.4)という状況であったようである<sup>(註8)</sup>。

## 5. 臨時私立学校振興方策調査会の答申

1965(昭和40)年7月に中村梅吉文部大臣は、社会や経済の発展にともなって学校教育に対する需要が高まってきており、その一翼を担う私立学校にかかる期待にも大きなものがあるが、「現在の私立学校の経営事情、その他教育条件の整備状況、私立学校に就学する者の経済的負担その他については、検討を要する多くの問題」があるとして、臨時私立学校振興方策調査会<sup>(註9)</sup>に対して以下の5点について諮問した<sup>(註10)</sup>。①私立学校振興の必要性について、②私立学校の特性に即しつつ公費の適正・有効な支出を確保する振興方

策のあり方について、③私立学校振興のための具体策について、④私立学校へ就学する者に対する経済的支援について、⑤入学志願者の変動に対処する私立学校振興方策について。

同調査会は「私学振興の必要性はそもそもどこに存するのかといった問題にまで立ち返って」(犬丸 [1967] p.2) 約2年間にわ

たって議論を展開した。1961(昭和41)年6月の同調査会の部会報告『私立学校振興方策改善の基本方針について』では、「わが国の大学・短期大学を少数の指導者の養成機関と考えるか、広く有識市民育成のための教養機関と考えるか」(第一部会報告1-1-1)によってその後の議論のあり方も異なってくるであろうが、いずれにしても少なくとも高等教育

図表9 収支(損益)計算書のひな型

××学校法人収支(損益)計算書

自昭和〇〇年4月1日至昭和〇〇年3月31日

支出の部		金額	収入の部		金額
人件費			一般収入		
役員報酬	× ×		授業料	× ×	
教員給料	× ×		入学金	× ×	
職員給料	× ×		入学検定料	× ×	
諸手当	× ×		証明手数料	× ×	
期末手当	× ×		.....	× ×	
旅費	× ×		一般収入合計		× × ×
.....	× ×		実験実習収入		
人件費合計		× × ×	実験料	× ×	
物件費			実習料	× ×	
備品費	× ×		.....	× ×	
消耗品費	× ×		実験実習収入合計		× × ×
研究費	× ×		寄宿舎収入		
実験学習費	× ×		舎費	× ×	
学生諸費	× ×		食費	× ×	
寄宿舎費	× ×		寄宿舎収入合計		× × ×
.....	× ×		雑収入		
物件費合計		× × ×	受取利息	× ×	
経費			雑収入	× ×	
会議費	× ×		雑収入合計		× × ×
通信運搬費	× ×		補助金収入		
減価償却費	× ×		補助金	× ×	
修繕費	× ×		補助金合計		× × ×
保険料	× ×		寄附金収入		
借地料	× ×		寄附金収入	× ×	
.....	× ×		収益事業益金	× ×	
経費合計		× × ×	寄附金合計		× × ×
雑支出			(欠損金)		
支出利息	× ×		(当期欠損金)	× ×	
雑支出	× ×		計		× × ×
雑支出合計		× × ×			
剰余金					
当期剰余金	× ×				
計		× × ×			
合計		× × ×	合計		× × ×

(出所：文部省内大学設置問題研究会 [1964] pp.440-441)

に関しては質の向上を図るべきであって、「志願者急増期の応急的措置は別として、高等教育の不用意な拡大を刺激するような措置はとるべきではない」（第一部会報告 1-1-1）という基本原則に関してはすべての委員の意見が一致したと記されている。

この部会報告では、「校地、校舎等を設立時に完全に保有し、その他の施設の拡充も寄付その他確実な財源がある場合に限られていた」（第二部会報告 1）戦前とは異なり、国民の進学希望の高まりに対応して施設設備を拡充してきた私立大学では、人件費や教育研究経費の膨張によって「戦前のような安定した基盤を失い、その収入の大部分を学生納付金と借入金とでまかなわざるを得ない」（第一部会報告 3-1）状況が出現したので、私立学校の振興策を抜本的に改善する必要があるとされた。しかしながら、たとえば経常収入・支出と臨時収入・支出の区分が学校によってまちまちであることや、経常的支出に減価償却分が含まれていないために経常収支の余裕のあるなしを判断することは難しいなどとして、「私立学校における経理の方式は、現在、共通の一般的な準則がなく、また望ましい方式について十分な検討もなされていない状況である。このことが私立学校経営の実態の把握をきわめて困難にしている」（第二部会報告 3）という問題をあらためて指摘した。

とはいえこの答申に沿って、人件費は含まれないものの教育研究費補助金として約 30 億円の助成金が 1968（昭和 43）年度予算に計上されることになった。このことに対して大崎は「私学助成がようやく大学政策の表舞台に登場したといえる」（大崎 [1999] p.227）と臨時私立学校振興方策調査会の活動を高く評価している。しかしながら、人件費や設備拡充経費の手当てに追われていた私立大学の現状を踏まえると、「所詮「焼け石に水」（尾形 [1979] p.32）といったような受け止め方がなされたのも無理からぬところであっ

たといえよう。

文部省『私立学校の支出及び収入に関する調査報告書』によると、1967（昭和 42）年度および 1968（昭和 43）年度の私立大学部門（昼間部）の収入・支出は図表 10 のとおりであった。ここには、1967 年度には 3,844 百万円であった私立大学に対する国庫補助金総額が、1968 年度には 6,692 百万円に増額されていることが示されている。ただし、答申にもとづいて予算措置がなされた約 30 億円の教育研究経費補助金は、私立大学の収入を一般収入、附属事業収入、補助活動事業収入、借入金、収益事業会計からの繰入金、の合計額としてとらえたときには、1968 年度収入のわずか 1.3% 程度を占めるに過ぎず、少なくともこの時点においては私立大学の経営改善にさほど大きな影響を与えなかったようである。

ところで文部省は、図表 10 のように他の学校会計に対する繰入金・繰出金や、前年度ないし翌年度繰越金などをすべて記載したうえで、A：一般収入、B：附属事業収入、C：補助活動事業収入、D：借入金、E：収益事業会計からの繰入金、の合計額を収入総額として、また A：消費的支出、B：資本的支出、C：債務償還費、の合計額を支出総額として私立学校の収支状況を説明するケースが多かった。たとえば 1967（昭和 43）年度についていえば「収入 2,364 億円のうち学生納付金が 1,124 億円で 47.5% を占め、ついで借入金 557 億円で 23.6% と大きな割合を示している。」「学生納付金、借入金、附属事業収入および寄付金の 4 つの収入を合わせると 2,161 億円で収入総額の 91.1% に達し…」（文部省 [1970] pp.12-13）などといった具合である。

もちろん文部省も「借入金は本来の収入といえず」（同 p.13）、「他の収入とは性格を異にするので、借入金を除いた純収入の内訳をみると…」（同 p.8）などといった但し書きをところどころで挿入している。しかしなが

図表 10 大学部門（昼間部）の収支状況 [1967（昭和 42）年度および 1968（昭和 43）年度] 単位：百万円

	1967 年度	1968 年度		1967 年度	1968 年度
A 一般収入	125,800	148,580	A 消費的支出	91,803	111,464
a 学生納付金	97,657	112,404	a 人件費	55,624	67,029
1 授業料	54,701	63,009	1 本務教員の給与	28,856	35,163
2 入学金	10,982	11,994	2 兼務教員の給与	3,462	3,992
3 入学検定料	6,184	6,640	3 事務職員の給与	11,401	13,729
4 試験料・手数料	525	*	4 教育補助員の給与	6,635	8,279
5 実験・実習費	2,842	3,557	5 用務員の給与	2,270	2,745
6 施設・設備拡充費	18,017	21,255	6 宿・日直手当	305	*
7 その他の学生納付金	4,406	5,949	7 その他の人件費	2,695	3,122
b 補助金	3,966	6,848	b 教育研究費	10,195	12,383
1 国庫補助金	3,844	6,692	1 消耗品費	4,445	5,933
2 都道府県補助金	100	127	2 旅費	1,261	1,289
3 市町村補助金	23	30	3 その他の教育費	4,489	5,160
c 寄付金	16,297	18,179	c 維持費	7,727	10,707
1 法人指定寄付金	843	612	1 修繕費	2,308	3,840
2 法人特別枠寄付金	285	336	2 光水熱費	*	2,553
3 その他の法人寄付金	4,720	4,341	3 その他の維持費	5,419	4,314
4 個人指定寄付金	410	842	d 補助活動事業費	2,969	3,534
5 その他の個人寄付金	7,230	9,220	1 学生寄宿舎費	1,119	1,318
6 その他の寄付金	2,809	2,827	2 課外活動費	746	845
d 財産収入	3,036	3,611	3 その他の補助活動事業費	1,104	1,370
1 基本財産収入	740	906	e 所定支払金	3,976	4,371
2 運用財産収入	2,296	2,706	1 私学共済組合負担金	1,432	1,748
e 財産処分収入	2,529	3,835	2 退職・死傷手当	1,350	1,379
f その他の収入	2,315	3,703	3 その他の所定支払金	1,195	1,244
B 附属事業収入	25,056	29,810	f その他の消費的支出	11,313	13,440
a 附属病院収入	24,828	29,677	B 資本的支出	71,059	68,245
b その他の附属事業収入	227	134	a 土地費	14,004	10,652
C 補助活動事業収入	1,734	2,158	b 建築費	40,525	35,261
a 学生寄宿舎の収入	1,427	1,800	c 設備備品費	12,874	15,130
b その他の補助活動事業収入	307	357	1 教育研究用設備備品費	9,983	12,260
D 借入金	56,261	55,741	2 その他の設備備品費	2,891	2,870
a 長期借入金	44,990	41,268	d 図書購入費	3,656	4,202
1 私立学校振興会	16,408	17,285	C 債務償還費	38,800	45,017
2 地方の私学振興法人	306	187	a 長期借入金償還費	27,242	33,832
3 金融機関	23,249	18,685	1 元金償還費	19,299	24,051
4 学校債	2,981	3,107	2 利子支払費	7,942	9,781
5 その他の借入金	2,047	2,004	b 短期借入金償還費	11,558	11,185
b 短期借入金	11,271	14,473	D 積立金等への支出	9,431	14,314
E 収益事業会計からの繰入金	148	149	a 退職給与積立金への支出	1,827	3,638
F 積立金等からの繰入金	2,243	8,243	b その他の積立金への支出	7,603	10,676
G 他の学校会計からの繰入金	8,069	7,722	E 他の学校会計への繰出金	3,252	6,428
H 前年度からの繰越金	11,368	11,925	F 法人費への繰出金	3,060	4,232
A+B+C+D+E+F+G+H	230,678	264,328	G 翌年度への繰出金	13,273	14,630
			A+B+C+D+E+F+G	230,678	264,328

なお、\*が付せられている項目は、当該年度の収支表には記載されていないものである。  
 (出所：文部省 [1969] (b) および [1970] を筆者整理)



ら、とくに断りがないときにはこの『私立学校の支出及び収入に関する調査報告書』においても、また臨時私立学校振興方策調査会の成果にもとづいてまとめられたところの私立学校をテーマにした初めての教育白書（大崎 [1999] p.227）である『わが国の私立学校』などにおいても、「収入総額」や「支出総額」の定義はさきに示したものと同様である。

このようなかたちで収入をとらえるならば、「学生納付金と借入金とに負んぶしている私学経営」（清水 [1970] p.158）といったような、借入金も自前の資金源であるかのような誤解をもたらしかねない表現も生じてこよう。岩尾裕純は、この点を念押しするため以下のように述べている。「白書は私立大学の収入が第一に学生納付金であり、第二が借入金であると分析している。しかし借入金は結局学生納付金で返済するほかない。だから収入はほとんどすべてが学生納付金であるといつてよい。」（岩尾 [1969] p.289）<sup>(注11)</sup>

## 6. おわりに

臨時私立学校振興方策調査会の答申では、私立学校の意義やそれらに対する各種の助成策の必要性が述べられている一方で、経理の合理化・適正化の必要についても強調されている<sup>(注12)</sup>。この答申を受けて、1968（昭和43）年7月に文部省管理局は学校法人財務基準調査研究会を設けて、経営の合理化・適正化に有用な会計基準の制定に取り組むことになった。しかし実際にはそれ以前から、日本私立大学連盟や日本私立大学協会をはじめとする私学団体や、私立学校振興会などの関係諸団体もそれぞれに会計基準の研究を進めていたのであった。

それらの試案のうち、日本私立大学連盟がまとめたところの、基本金組入れ計算が中心に据えられた会計基準案は、ほぼそのままのかたちで（旧）学校法人会計基準に引き継がれていくことになった。施設整備に関する国

公私立間の格差が広がっており「施設の整備充実は、私学の課題である」ことを十分に理解しながらも、「私学が施設拡充を行わないならば、学生納付金は現在より20%程度引き下げうる道理である」（文部省 [1964] p.143）と平然と述べる文部省が所轄庁であったわけであるから、そのような状況のもとでは、法人が得た収入のなかから施設設備等の取得に充てる資金をまそもって留保しておこうとする発想の会計基準案が作成されるのはある意味で当然の帰結であったということになる。

村山徳五郎と並んで日本私立大学連盟案をまとめ上げる中心的立場にあった高橋吉之助は、当時はまだ少数派であった減価償却計算を導入するにあたって「将来、税制を含めまして資金調達の変り、また、私学の財政構造がもっと健全になりました段階では、あるいは、アメリカと同様、減価償却は学校法人会計においては不要であるから、『基準』の訂正をすることになると思います……」（私学研修福祉会ほか [1966] p.15）との断りを加えている。このようにその財源のほとんどを学生納付金に依存せざるを得ないような状況ではなかったならば、当時の多数派の慣行に従って減価償却はなされず、そしてまた基本金の「先取り」が案出されることもなかった、ということになるのである。

注1) なお、この分析チャートが記載された報告書が発表された2007年度の経常費補助率は12.1%（大学部門だけをとれば9.1%）であったが、2015年度は9.9%と補助率は10%の水準を割り込んでしまっている。このような補助率のもとで帰属収支差額10%を目標とさせるということは、経常費補助金が無くても収支が均衡する状態が理想であるとしておられるものと判断するのが妥当であろう。

注2) 上記報告書の改正版にあたるチャートは、同事業団から2012年に公表された。その

チャートのもとで最上位にランクされるためには、10%以上の帰属収支差額の計上に加えて、100%以上の「積立率」を達成することが必要であるとの厳しい条件があらたに加えられた。このあたりの詳細については、梅田[2017]を参照されたい。

注3) 大崎は、「見方によれば、私立大学問題がクローズアップされるに至ったのは、戦前、官立の補充とみなされ、戦後の教育改革で国公立との形式的平等を獲得した私立大学が、大学の大衆化において主役を演じたことにより、ようやくこれまでのわき役の立場から主役的立場へと移行し、それに伴って、これまでわき役として見過されがちだったことも真正面から取り上げられるようになった」ためであると述べている(大崎[1968] pp.145-6)。

市川昭午もまた「大学財政や私学財政の問題が政策課題として登場してくるのは1960年代中頃からのことである」(市川[2000] p.9)としている。市川は、それ以前にも高等教育の財政問題に対する関心が存在しなかったわけではないが、いまだ「進学率が10%にも満たなかったエリート段階」にあっては、社会一般の注目を集めるには至らず、しかも議論は国立大学におけるものに限定されていたとする(同p.8)。しかし、戦後ベビーブーム世代の若者たちが学齢期に達した1960年代中頃からは、国立大学がその収容力拡張に対して慎重な態度を採ったため、代わる受け皿としての私立大学への期待が高まった一方で、私立大学の教育条件の低さに対する批判も強くなってきたので「文部省の教育白書が高等教育や私立学校をテーマに取り上げ、そのなかで財政問題に多くのページを割き、その重要性を強調」(同p.9)するなど、政策課題として取り組まざるを得なくなったと指摘している。

また、臨時私立学校振興方策調査会の答申『私立学校振興方策の改善』には「現在の学生納付金の額は、少なくとも授業料だけを切り離してみた場合、物価上昇および国民所得の

各層への広がりを持った増加を考慮すると、医学部などの特殊な例をのぞけば一般的に戦前に比してさして高くはなく、今後も国民の所得水準の上昇につれて値上げするのは学校経営上当然の原則であるとする意見があったが、一方現在の高等教育機関への進学率は戦前とは比べものにならないので(昭和10年における同年齢層の約3%に対し、現在は20%に近づいている。)物価の上昇率または平均的な国民所得と授業料平均額との比率で比較しただけでは不十分であり、最近における大学進学を希望する幅広い中間層の多数にとって、私立大学の授業料の額は容易ならぬ負担であるという意見なども主張された」という記述がある(第2-2-(3))。

注4) たとえば進学希望者100名のうち合格者60名、進学断念者30名、浪人者10名であれば、合格率60%かつ浪人率10%となるが、進学断念者が10名のみであったときには、合格率を80%にしなければ浪人率10%にはならない。

注5) ここでは、学生納付金、財産収入、付属事業収入、補助活動・収益事業収入の合計額40,671百万円から、消費的支出ならびにそれに係る債務償還額合計34,406百万円を差し引いた6,265百万円は資本的収支に向けられているので、設備投資を差し控えれば学生納付金を6,265百万円(21.4%)引き下げることができるという計算をしているのであろう。そうであるとすれば同じ個所で「資本的支出に充当する財源としては寄付金、借入金、補助金等の収入ではふじゅうぶんであって、施設拡充についてまで経常費財源を充当していることを示すものである。上述のように、施設の整備充実が私学の課題であることを考えるならば……」(文部省[1964] p.143)と述べる真意が理解しづらい。「施設の整備充実が私学の課題」と言いながら「私学が施設拡充を行わない」ときの試算を出してくる意図はどのあたりにあるのだろうか。なお、『わが国の高等教育』のなかで文部省は、経常費助成の問題について「現行の私立学校法その他

の私学立法を通観するに、施設・設備費のほかに、経常費等についてもおよそ教育の振興上必要が認められる限り、これに助成することを禁止する趣旨の規定は見あたらない」との認識を示していることはここで確認しておきたい（文部省 [1964] pp.146-147）。

注6) 『わが国の高等教育』によると、昭和37（1962）年における国公立大学の学生数は合計で241,985人、建物坪数は776,372坪、これに対する私立大学の学生数は562,391人、建物坪数は445,037坪であった。同報告書には「国、公立学生1人当たり3.1坪に対し、私立学生1人当たり0.8坪というのは、あまりにも開きが大きすぎる。もっとも、私立大学には、学生1人当たり坪数で比較的小さい文科系の学生が多く、国立大学には、比較的大きい理科系の大学が多いことを考慮する必要がある」と記されてもいる（文部省 [1964] p.140）。

注7) 文部省はこの4年後に出された別の報告書で「今後大学入学志願者急増期を過ぎれば……土地・建設費が大幅に減少すると思われるので、将来実収支が均衡することも考えられる。しかしながら、その場合にも各私立大学は依然として多額の負債をかかえていることになり、今後、これら負債の償還が大きな問題になると思われる」との認識を示している（文部省 [1968] (a) p.129）。

注8) 文部省『昭和43会計年度学校法人財務状況調査報告書』では、学校法人が引当金を設定していないために正味財産額が本来あるべきものよりも大きく表示されている側面もあるとして、「これについては、こんごさらに学校法人の財務関係の取り扱いについての検討が進められていくことが必要になろう」（文部省 [1971] p.15）と記されている。なおこの文言は、減価償却引当金の有無も調査することになった同報告書昭和39会計年度版での「これについては、こんご各学校法人において更に財務関係の取り扱いを近代化し合理化していくことが望まれる」（文部省 [1966] p.13）と

いう表現が少しずつ加筆修正されて上記のようなかたちになったものであるが、それが同昭和44会計年度版においては「これについては、昭和46年度から施行された学校法人会計基準により、今後適確な処理がなされることとなろう」（文部省 [1972] p.15）といったようにさらに修正されている。

注9) 臨時私立学校振興方策調査会と称しているものの、議論の対象は私立学校全般ではなく高等教育に関することからほぼ限定されていたといえる。1966（昭和41）年の同調査会の部会報告には「高等学校以下の学校教育の普及における私立学校の役割は、上述の高等教育におけるそれとかなり異った状況にあるが、高等学校以下の私立学校に関する特有な問題の検討は、まだ十分に行なわれていない」（第一部会報告1-1-2）と記されていたが、最終答申でも高等学校以下の教育に対してはあまり多くは言及されていない。そのため、大学以外の関係者からは「答申中、中高校に関する部分は僅かであるが、その僅かな中に述べられていることも具体的な方策は殆どなく、抽象的な意見書にとどまっているのは遺憾である」（中島 [1967] p.22）、「答申において、大学に関して述べられたものは270行であり、高等学校に関しては46行で、その他の学校は7行である。大学に関しての事項が、高校などに準用される点が多々あることは勿論認めるにしても……学校の数から見て、何だか腑に落ちない心持がされてならない。むしろ高校の確立を見ないで、大学は正常な伸び方が出来るのではあるまい。大学問題といえば目の色を変える傾向が強過ぎはしないか」（多田 [1967] pp.24-25）などの不満が寄せられている。

注10) 中村文相の諮問文には、「私人による財産拠出を基盤として自立的に経営されることが本来の姿とされた私立学校に対し、公費による財政的支援が必要とされる理由は何かを改めて深く検討」することが要請されていたが、犬丸によると「私学関係者の間には、私学振

興方策改善の必要な理由は、私学の有する公共性のゆえに当然のことであり、いまさらその理由を問うなどということは迂遠なことであり、ただちに具体方策の検討を進めるべきであるというような声もなくはなかった」ようである（犬丸 [1967] p.2）。しかし、たとえば1962（昭和37）年に日本私立大学連盟が経常費補助の要望を出した際に、文部省の管理局長が「このことは私立学校が本来自主的経費によって賄われることを建前とすることと矛盾することにならないか」「経常費を補助する場合には私立学校の経営内容に立ちいつて綿密な監査を行ない、また必要に応じて指導を行なう必要がある」「補助の割合が大きくなれば当然、それにともなって監督の強化が考えられる」などと回答したことに對して「おどしたり、すかしたり官僚の物の考え方の典型ともいふべき回答であって、私大を育てようということなどどこを探しても見当たらないし、金を出せば支配する。そんなことでいいのかとお説教もしてみたり、腹がたつようないい草であるまいか」（読売新聞調査部 [1963] pp.210-211）と第三者が憤るような空気が文部省を支配していたのであるとすれば、一見「迂遠」であるかのようなところから検討を進めなければ収まりがつかなかったことであろう。

注11) さすがに文部省は、借入金转自前の収入であるかのように受け取られかねない表現は避けている。しかしながら『わが国の私立学校』では、私立大学（昼間）の「収入」に占める借入金の割合が、昭和35年度の15.8%から昭和40年には29.1%へと急増する一方で、この間の学生納付金（45.2%→41.2%）、寄付金（12.7%→7.4%）、付属事業収入（19.6%→12.8%）の比重が漸減していると指摘し（なお、補助金比率も2.7%から1.8%に低下している）、併せて私立大学の施設設備が国立大学に比べてひどく見劣りがするとの見解を示しておきながら、「私立学校が財源の多くを借入金と学生納付金にたよって増設拡充を行

なっていることは、借入金もその償還財源が他に求められないかぎり、結果は、将来の学生の負担になることを考えると問題であるが、国民の学校教育に対する要望の現状をかんがみると、それが合理的な範囲で行なわれるのであれば必ずしも否定すべきことではない。しかし、合理的な限界を越えた借入金の増大は、債務償還のための支出を過大にし、ひいては学生負担を過重にして私立学校の経営を困難におとし入れる危険がある」（文部省 [1968] (a) p.120）とあたかも他人事であるかのような説明がここでもなされている。

注12) このあたりに関して高橋吉之助は「私立大学における学費値上げ問題を契機として、私学財政は広く社会の注目するところとなり、この問題をめぐって各方面で論議が交わされてきた。なかにはいささか見当違いな批判やある種の偏見と思われる議論が威勢よく主張された。これに對して私学の立場から理路整然と反駁し、その蒙を啓くべきであったのに、遺憾ながら学校財政に對する適切な解釈の基礎となる一定の会計ルールが確立されていないため、いたずらに暴論の横行にゆだねていた感なしとしないのである」と述べている（高橋 [1967] p.14）。

## 引用文献

- 池田正之輔「文部省に勸告した私の真意」『中央公論』第76巻第5号、1961年5月。
- 市川昭午『高等教育の変貌と財政』玉川大学出版部、2000年。
- 犬丸直「私立学校振興方策の改善—臨時私立学校振興方策調査会の答申について—」『時の法令』（615）、1967年8月23日。
- 岩尾裕純「矛盾に触れぬ私学白書」『大学問題—その理解のために』東京大学新聞社編集部、1969年。
- 梅田守彦「東海3県の大学法人の財政分析—施設設備投資の水準に焦点を当てて—」『中京企業研究』第39号、2017年12月。

- 大崎 仁「私立大学」清水義弘編著『日本の高等教育』第一法規、1968年。
- 大崎 仁『大学改革 1945～1999』有斐閣、1999年。
- 尾形 憲「私学助成の歩みと思想」国庫助成に関する全国私立大学教授会連合（編）『私学助成の思想と法』勁草書房、1979年。
- 黒羽亮一「設置基準の省令化と高等教育行政」天城 勲・慶伊富長（編）『大学設置基準の研究』東京大学出版会、1977年。
- 黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部、2001年。
- 私学研修福祉会・日本私立大学連盟『第三回学校会計研究集会報告書』1966年。
- 清水義弘『教育改革の展望』東京大学出版会、1970年。
- 高橋吉之助「私学の財政上の課題と会計基準」『企業会計』第19巻第9号、1967年9月。
- 多田元一「高校問題をもっと掘り下げて」『私学振興』第16巻第4・5号、1967年8月。
- 土持ゲーリー法一『新制大学の誕生』玉川大学出版会、1996年。
- 中島保俊「官僚臭強い不親切な答申一主として中高校に関する部分について」『私学振興』第16巻第4・5号、1967年8月。
- 日本私学団体総連合会『私立学校法解説』自由教育図書協会、1950年。
- 日本私立学校振興・共済事業団『私立学校の経営革新と経営困難への対応』2007年。
- 日本私立大学協会『私学振興史』2004年。
- 日本私立大学連盟学校会計委員会『新たな学校法人会計基準の確立に向けて（中間報告）』2001年。
- 三角哲生・谷田部栄広・飯野晴夫・山口善久・杉崎正彦による座談会「学校法人会計基準制定20周年を迎えて」『学校法人』1990年7月号。
- 村山徳五郎「委員会報告第一号及び第二号について」『企業会計』第19巻第8号、1967年8月。
- 村山徳五郎「会計基準」井口太郎・栗山益太郎・船津忠正・村山徳五郎・山上一夫（編）『私立学校会計事典』帝国地方行政学会、1969年。
- 文部科学省『文部科学白書』2008年。
- 文部科学省『学校法人会計基準について』（文部科学省高等教育局私学部参事官付、2016（平成28）年8月23日、[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/09/28/1377577\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/09/28/1377577_3.pdf) 2019年10月27日確認）
- 文部省「文部広報」1961年7月13日付。
- 文部省『わが国の高等教育』1964年。
- 文部省『昭和39会計年度学校法人財務状況調査報告書』1966年。
- 文部省『わが国の私立学校』1968年（a）。
- 文部省『昭和41年度文部省第94年報』1968年（b）。
- 文部省『昭和42年度文部省第95年報』1969年（a）。
- 文部省『昭和42会計年度私立学校の支出及び収入に関する調査報告書』1969年（b）。
- 文部省『昭和43会計年度私立学校の支出及び収入に関する調査報告書』1970年。
- 文部省『昭和43会計年度学校法人財務状況調査報告書』1971年。
- 文部省『昭和44会計年度学校法人財務状況調査報告書』1972年。
- 文部省内大学設置問題研究会『大学設置の手びき一関係法令・基準集一』第一法規出版、1964年。
- 読売新聞調査部『私立大学 企業と学問のあいだ』日本評論社、1963年。
- 臨時私立学校振興方策調査会部会報告『私立学校振興方策改善の基本方針について』1966年。
- 臨時私立学校振興方策調査会答申『私立学校振興方策の改善について』1967年。
- Pempel, T.J. "Patterns of Japanese Policymaking: Experiences from Higher Education", Westview Press, 1975. (T.J. ペンペル（橋本鉦市訳）『日本の高等教育政策』玉川大学出版部、2004年。)